

# 6月定例教育委員会会議録

## 公開案件

開催日時	令和3年6月29日（火） 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 北棟2階 203会議室	
出席者	委員	北谷教育長、都築委員、畑中委員、柳澤委員、梅田委員 【計5人出席】
	事務局	沖本補佐、三上、外良
	理事者	【教育委員会】 増田教育部長、垣見教育部次長、吉田教育監、石原教育センター長、五味原教育政策課長、黒田教育総務課長、川端教育施設課長、山田教職員課長、伊東学校教育課長、久保田いじめ防止生徒指導課長、中川保健給食課長
開催形態	公開（傍聴人 0人）	
議題	<p>1 教育長報告</p> <p>（1）令和4～6年度使用奈良市立一条高等学校附属中学校教科用図書採択の基本方針について</p> <p>2 議案</p> <p>議案第11号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命について</p> <p>議案第12号 旧月ヶ瀬小学校の土地、建物の用途廃止について</p> <p>議案第13号 奈良市市費支弁教員の懲戒処分に関する指針の一部改正について</p> <p>議案第14号 令和4年度使用奈良市立中学校社会教科用図書（歴史的分野）選定委員会委員の任命について <b>非公開</b></p> <p>議案第15号 奈良市附属機関設置条例の一部改正について <b>非公開</b></p> <p>2 協議事項</p> <p>（1）「一条高等学校附属中学校について～教育課程について～」</p>	
決定取り纏め事項	<p>1 教育長報告</p> <p>（1）令和4～6年度使用奈良市立一条高等学校附属中学校教科用図書採択の基本方針については、了承した。</p> <p>2 議案</p> <p>議案第11号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委員の解嘱又は</p>	

	<p>解任及び委嘱又は任命については、可決した。</p> <p>議案第12号 旧月ヶ瀬小学校の土地、建物の用途廃止については、可決した。</p> <p>議案第13号 奈良市市費支弁教員の懲戒処分に関する指針の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第14号 令和4年度使用奈良市立中学校社会教科用図書（歴史的分野）選定委員会委員の任命については、可決した。</p> <p>議案第15号 奈良市附属機関設置条例の一部改正については、可決した。</p> <p>2 協議事項  (1)「一条高等学校附属中学校について～教育課程について～」は、意見交換・協議した。</p>
担当課	教育政策課
<b>議事の内容</b>	
教 育 長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>それでは、6月の定例教育委員会を始めさせていただきます。</p> <p>事務局より資料の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>本日の資料につきましては、既にお渡ししているとおりでございます。</p> <p>なお、議案第14号につきましては、委員会終了後、資料を回収いたしますので、資料を机の上に置いたまま退出いただきますようお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>本日の委員会は、委員全員が出席しており、委員会は成立します。</p> <p>ただいまから、6月定例教育委員会を開会いたします。</p> <p>本日の議会録署名委員は、私と柳澤委員でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>次に、会議録の確認についてでございます。</p> <p>令和3年5月定例教育委員会の会議録の署名委員は畑中委員です。</p> <p>畑中委員には、既に6月22日の教育委員会事前説明会の場において確認をいただき、署名をいただいております。ご報告を申し上げます。</p> <p>本日は、傍聴人がございません。案件に入る前に、まず、私から1点、ご報告をさせていただきたいと思っております。</p> <p>昨日、千葉県八街市で、下校途中に小学生が交通事故に巻き込まれ、2名が亡くなり、3名が重体となっている事件について報道がございました。</p> <p>奈良市教育委員会といたしましても、このことを受け、各学校に向けて、登下校の安全管理対応の確認を行い、交通安全指導を徹底するとともに、保護者の方々に対しては、学校だよりや学級通信などを通じて、子供たち</p>

への交通安全の指導について協力を得られるような対応をおこなうよう、会議終了後、本日付で通知をしたいと考えております。

教育委員会としても、昨年度から、交通安全週間期間中の対応や、自転車通学の際の指導について、また、特に昨年度はコロナの長期休業明けの交通事故防止のための指導等について、その都度通知はしているところですが、日常、こういう本当に悲惨な事故が起こっているということについては、本当に各学校で改めて認識してもらい、校長が、しっかり教職員も含めて指導をしていただくようにしたいと考えておりますので、この件について、以上の報告をさせていただきたいと思っております。

各委員さんから、この件について、もしご意見ございましたら。どうでしょうか。

梅田委員。

梅田委員

今、教育長のほうからお話がありましたけれども、大変凄惨な事件がおこってしまい、心が痛む思いでいっぱいの中、この思いを本市の子供たちの安全・安心が維持されるための取組に、教育委員会だけでなく、各学校においても思いをつないでいかなければならないと思っています。

子供たちの交通安全に関しましては、通学路の安全・安心につきまして、地域や保護者の方々と一体となって学校が取組を進めていく、通学路の安全プログラムという仕組みができつつあり、また、各関係機関との連携をおこないながら、対応に当たっていただいていると思っておりますけれども、その進捗の度合いにつきまして、何か分かっていることがありましたら、少し教えていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

教育長

それでは、担当課、よろしいですか。黒田課長のほうから、通学路安全プログラムの今年度の進捗と、その改善協議についてお願いします。

教育総務課長

教育総務課でございます。

通学路交通安全プログラムの進捗状況ということでございます。

このプログラムにつきましては、奈良市内の小学校を4つのブロックに分けておまして、A、B、C、D、4つのブロックに分けております。

令和3年度につきましては、Cブロックの14校とDブロックの10校、合わせて24校につきまして危険箇所の合同点検を行いました。

まず、Cブロックにつきましては、危険箇所と抽出された箇所につきましては、14校で40か所ございました。また、Dブロックにつきましては、10校のうち、危険箇所と抽出された箇所につきましては、43か所、CとD合計いたしまして83か所の危険箇所が抽出されております。

こちらの危険箇所につきましては、5月の中旬から6月の中旬にかけて合同点検を既の実施しております。現在、これらの危険箇所につきまして、どのような安全対策を講じるかについて協議をしており、9月に通学路安全推進協議会を開きまして、こちらの危険箇所にどのような安全対

策を講じるかを確定いたします。安全対策の実施につきましては、翌年度、令和4年度以降、様々な安全対策を講じる予定となっております。

以上です。

教 育 長 梅田委員。

梅 田 委 員 ありがとうございます。

子供たち自身が自分の身は自分で守るといふ、そういう学校における指導とともに、やはり通学路の安全・安心を確保していくための点検と、できるだけ早い改善にむけ、進捗管理も含めてどうぞ今以上にしっかりと取り組んでいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

教 育 長 ありがとうございます。

柳澤委員。

柳 澤 委 員 通学路については、臨時的に、家を建て替えるとか大規模工事が行われることで、数か月間、場合によっては1年ぐらいの間、若干道路整備状況が変わってくるというような情報は、警察は関係機関として把握しているでしょうけれども、教育委員会が各学校単位で通学路が一時的に現状変更された場合の把握や関係先への連絡、情報のシェアというのは、やっておられるのでしょうか。

教 育 長 総務課長。

教育総務課長 柳澤委員のご質問にお答えさせていただきます。

通学路自体は、どの道を通学路にするかは、学校独自で学校長を中心に決定されております。

今、お話にありましたような、建設工事等の臨時的な工事により、通学路が使用できない場合につきましては、その都度、一定期間だけ別の通学路に変更するという届けを、市教委のほうに提出をさせていただいております。

また、一時的に変更された通学路につきましては、学校だけではなく報告を受けた市教委も含めてに安全な道路かどうか、確認させていただいております。

柳 澤 委 員 ありがとうございます。

教 育 長 ほかにご意見、またございませんでしょうか。

畑中委員。

畑 中 委 員 本当に無防備な子供たちがこういった事件に巻き込まれるというのは

痛ましい限りで、同じ年齢にある子供を持つ保護者の方だけでなく、お子さんを持っている保護者の方にとっては、本当に他人事ではないということだと思えます。

過去を振り返りますと、こういった事故や事件が繰り返し起こってしまっているということを考えたときに、通学路の安全対策は、その時だけの対応ということではなく、継続的に取り組んでいく必要があると思えます。

また、通学路の安全確保に向けては交通安全プログラムの推進であったり、もちろんPTAを中心とした学校、保護者が一体となった取り組み等がおこなわれていますが、それぞれに関わっている人たちが持っている情報であったり、安全対策に関する施策などを一体化していくということで、通学路の安全対策に向けた包括的な方策というの、今後、取られていければと思えます。

教 育 長

ありがとうございます。  
都築委員、お願いします。

都 築 委 員

本当に集団下校していたようで、きちんとルールを守って、何の落ち度もない子供たちが被害に遭ったことは、本当に痛ましく思います。

今、奈良市では防犯の面からも見守りがしっかりされていて、子供たちが集団登下校するというケースが多く、安全対策がはかられてきています。しかし、水の事故ですとか、塀が突然崩れるとか、本当に防ぎようもない事故も起こっています。

子供たち自身、集団登下校しているときなど、もう一度気の緩みがないかということも含めて自分たちの身の回りの安全を確かめることや、学校への登下校時の安全に気を付けて通学するというのを再度確認してもらえればと思えます。

教 育 長

ありがとうございます。

今、各委員からいただきましたご意見につきましては、教育委員会といたしましても、学校現場ばかりにお願いするということだけではなくて、教育行政機関としてもしっかりと学校と連携を取りながら現状を把握することが重要と考えております。

数年前に地震によって塀が崩れて、女兒が亡くなったときも、子供が犠牲になって初めて行政が対応に動くというご批判を社会からすごく受けたわけですが、本当に、今、都築委員の発言にもありましたけれども、どうしても守り切れない今回の事故の場合もありますけれども、日常登下校の際には、子どもたち自身の身の安全は、自分で守るということも確認してもらうことは必要と考えます。

また、奈良市では、子ども安全の日というのを毎月決めていますので、普段使用している遊具の点検も含めて、危機感を持ってしっかり管理して

いきたいと思います。また、機会あるごとにきちっと対応していくとともに、また、管理していきたいというふうに思っておりますので、今後とも、しっかりやっていきたいと思います。

それでは、よろしいでしょうか。

それでは、この件は置きまして、本日の案件に入らせていただきます。

本日の案件は、教育長報告1件、議案5件、協議事項1件の計7件でございます。

本日の案件のうち、議案第15号は議会の議決を得るべき案件であるため、また、議案第14号は人事に関する案件であるため、非公開として審議すべきであると思いますが、いかがでしょうか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第14号、議案第15号は非公開とすることに決定をいたしました。

それでは、公開の案件から始めます。

教育長報告(1)「令和4～6年度使用奈良市立一条高等学校附属中学校教科用図書採択の基本方針について」、学校教育課長より説明願います。課長。

学校教育課長

令和4年度4月開校となります奈良市立一条高等学校附属中学校において使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第3項に基づき、学校ごと、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとなっております。

教科用図書の採択の期間は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条の規定に基づき、4年となっておりますが、今回のように新たに学校が設置される場合は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6条の規定により、学校の設置前に当該学校が設置された地域の属する採択地区内において採択されていた教科用図書の採択されていた期間を控除することとなることから、令和4から6年度の3年間となります。

それでは、資料の1ページ、採択の基本方針案をご覧ください。

基本方針の1及び2には、奈良市立一条高等学校附属中学校で使用する教科用図書採択の権限が奈良市教育委員会にあること、また、奈良市教育委員会がその権限と責任において公正かつ適正な採択を行うことを示しております。

基本方針3にございますように、附属中学校の教科用図書は、中学校用教科書用目録(令和4年度使用)、これにつきましては、参考資料の6ページから22ページにご用意をしております資料でございます。

こちらに登載されております教科用図書の中から採択することとなりますが、こちらに登載されている教科用図書は、令和2年度に実施した令和3から6年度使用奈良市立中学校教科用図書採択及び令和3年度、本年度に実施をいたします令和4年度使用奈良市立中学校社会教科用図書（歴史的分野）採択において設置をされました選定委員会により、十分な調査研究が行われている、また、行われることから、基本方針4に留意することとして、(4)におきまして、令和2年度における令和3から6年度使用奈良市立中学校教科用図書採択及び令和3年度における令和4年度使用奈良市立中学校社会教科用図書（歴史的分野）採択の調査研究等を踏まえることとしております。

附属中学校の教科用図書採択におきましては、これらの選定委員会により作成をされました研究結果報告書とともに、基本方針4の(2)にございますように、附属中学校の目指す教育活動の展開に適したものであるかどうか、また、(3)にありますように、一条高等学校の教育活動を踏まえることとして、高等学校との円滑な接続を図ることができるものであるかどうかという2つの観点から調査研究を進め、教育委員会にてご審議、ご採択いただきたいと思いますと考えております。

また、基本方針5にございますとおり、附属中学校につきましては、教育委員会事務局において中高一貫教育の理念を研究し、教育課程の検討など、開校に向けた準備を行っておりますことから、教科用図書採択の審議のための資料につきましては、教育委員会事務局の指導主事を中心に作成したいと考えております。

このように、指導主事を中心として研究を行うことにつきましては、県の教育委員会を通じて文部科学省に指導を仰ぎましたところ、問題ないと回答いただいているところでございます。

基本方針の6には、情報開示に関すること、基本方針7には、教科書展示会について示しております。

以上を、奈良市立一条高等学校附属中学校教科用図書採択の基本方針としてまいりたいと考えております。

続きまして、資料2ページの採択の手順を示している図をご覧ください。

これまでの基本的な採択の進め方につきましては、大きな枠で示している図全体になります。基本的には、選定委員会や研究部会、また各校からの報告を求めるところでございしますが、附属中学校の教科用図書採択につきましては、その中の太線で四角く囲んでいる箇所が今回該当する部分となります。

奈良市教育委員会は、図の中の①にございますように、奈良県教育委員会からの指導・助言を受けて、④にございますように、市教育委員会では、先ほど申し上げた調査研究等を踏まえ、慎重に審議の上、その権限と責任において、附属中学校で使用する教科書、教科用図書の採択を決定するという流れとなっております。

資料の3ページには、基本方針の4(2)、(3)にある留意することに関わり、附属中学校で使用する教科用図書の採択に関する追加資料の様式を載せております。

資料の4ページ以降は、参考資料といたしまして、関係する、先ほど申し上げた根拠法令や、令和4年度の中学校教科書目録、令和3から6年度使用奈良市立中学校教科用図書採択に関わる資料などをまとめております。

以上のことを踏まえまして、奈良市立一条高等学校附属中学校教科用図書採択を進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

教 育 長

今、学校教育課長から、令和4年度に新設いたします市立一条高等学校附属中学校の教科用図書の採択についての基本方針の説明がありました。

中学校を新設するにあたっては、無償措置法の規定に基づき改めて採択が必要とのことですので、採択をする手順について説明がありました。

この点につきまして、各委員からご意見、ご質問ございませんか。  
都築委員、お願いします。

都 築 委 員

今、ご説明にもありましたけれども、昨年度、市立中学校で使用する教科用図書につきましては、調査研究を行って、そして、採択、今年度から使用しているわけですね。それぞれの学校の状況に合わせて、この教科書以外にもいろいろな副教材のようなものも用意されているかと思えます。

附属中学校では、特色ある教育課程を行うということになりますけれども、そのためにも、まずは、他の奈良市立の中学校と同じように、学習指導要領で示された内容をまずは確実に学んで身につけるということが、前提になってくるかと思えます。

学習指導要領との関連につきましては、昨年度、本当に採択にむけて、各教科書について十分に審議をしましたので、まずは昨年度の調査研究を踏まえてということは、そのとおりであるというふうに思います。

教 育 長

ありがとうございます。

昨年度、十分ご議論いただいて調査研究をしているということで、審議結果を踏まえてということについては、異議はないというご意見をいただきました。

ほか、各委員のご質問等ございますか。

梅田委員、お願いします。

梅 田 委 員

私のほうから2点。

まず、1点は、多少通常の採択の時期とずれるという中での採択の手続を進めるという点が、まず1点目です。この採択の手続については、奈良市教育委員会においては誠実な環境の下で、公正・公平で適正な採択とな



るようにということを念頭に置いて、常に採択を行ってきた経緯がありまして、今回の場合についても、その手続の手法について、確かな手続を踏んでいることを確認しつつ進めることが必要だということと考えておりましたけれども、今、課長のほうからのご説明にもありましたように、それぞれの法や施行令、また施行規則等に基づきながら、指導・助言、または援助ということを行う立場である県教委または文部科学省に確認をいただいた上で、問題なしという回答を得ての今回の基本方針を示していただきましたところですが、再度、手続については、公平・公正で適正な形でのものとなるように進めていかなければならないなというふうに考えております。

また、今、都築委員のほうからもありましたけれども、採択についての意見について、事務局から説明のあった昨年度の調査研究を踏まえるとともに、加えてですけれども、この採択結果ということも踏まえて進めていくということではいかがでしょうかということなのです。

附属中学校も市内の小学校から進学するという、市立中学校の一つということには変わりはないわけでもあります。昨年度の採択は、奈良市の中学校として奈良市の教育の方向性を、どのような力をつけてほしいかという点であったり、子供たちに大変適しているかというふうなそういう観点から行いました調査研究と、そして審議による採択の結果でもありますから、当然、附属中学校にもそれは当てはまることだというふうにも考えます。

ただ、今説明がありましたように、一条高等学校附属中学校の特色ある教育課程の充実に資するものであるかという、その観点については審議がされていないということですので、そのことから、この観点について、追加の調査結果を加えることは必要だというふうに考えます。

ご提案いただいたような資料に沿いながら、この追加調査の結果と、それから昨年度の採択結果を踏まえて、一条高等学校附属中学校の採択を行うこととする手続で進めていくということではいかがでしょうかというふうに考えます。

教 育 長

ありがとうございます。  
柳澤先生、お願いします。

柳 澤 委 員

恐らく梅田委員と趣旨は同じですけれども、附属中学校をどう考えるかについてですが、市立の普通の校区別の中学校と全く同じ教育をするべきだという考え方が、恐らく一つはあるとは思っています。

しかし、今申し上げたように、他の市立中学との違いは、中高一貫教育の視点を、教科書の採択であるとか、実際に教える教育のテキストとして何を用いるかという、どの程度適用させるか、その意味で言いますと、やはり他の中学校とは異なってもいい。言いたいのは、そもそも教科書選定の作業なしで、新設の市立中学も面一でやってもいいんじゃないかという

考え方がある。しかしながら、中高一貫教育という新しい形のものは、昨年までやってきた中学校の教科書採択と違う視点となるので、そこははっきり話が明確になるように追加資料のところの整備をいただきたいというふうに思いました。

そのことが、結果として、5番目に書いてある教育委員会事務局の指導主事を中心としてというところですけども、そこに、要は一条高等学校の教育ということがどういうふうに見えてくるというような、実態として可能になるかを、ちょっと説明いただきたいんです。

教 育 長 学校教育課長。

学校教育課長 今、ご質問いただきました調査研究は、教育委員会事務局の指導主事を中心という、先ほどご説明させていただいたところにつきましては、主には教育政策課の指導主事を中心に、また一条高等学校の教員の先生方より必要に応じて意見をいただきながら、調査研究を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

柳 澤 委 員 分かりました。

教 育 長 ほかにございませんでしょうか。

それでは、繰り返しませんが、梅田委員、柳澤委員、都築委員もおっしゃった、去年までの調査結果に基づくということは基本のベースとする。そして、仕組みも、確認をした手続としては、どこで決めたということではなくて、きちんと教科書採択をやるということ。その中身は、去年までは、中学校と小学校の接続を意識していたが、中高の視点は入っていないということ。あと、一条附属高等学校の特色ある教育課程の充実に適したものなのかというところをきちっと抜き出した研究資料を出していただいて、教育委員会でしっかり議論をする。

その中には、今、柳澤委員もおっしゃったように、調査研究は指導主事を中心に行っているけれども、一条高校の教員からの意見も反映するようにとのことでございますので、事務局においては、去年のこのままということではなく、新たな視点がどうなのかということ、きちっと教育委員会にご議論いただける資料を出していただくよう、確認をしておきたいと思えます。

よろしいでしょうか。

それでは、この点を確認をしておきたいと思えます。

この件について、ご意見、ご質問はないようですので、教育長報告（1）「令和4～6年度使用奈良市立一条高等学校附属中学校教科用図書採択の基本方針について」は、了承いたします。ありがとうございます。

次に、議案の審議に入ります。

議案第11号 「奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命について」、教育総務課長より説明願います。  
願います。

教育総務課長 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会は、市立小・中学校の通学区域の設定または変更についての調査、審議及び更新を目的として、設置をしております。本委員会の任期は2年であり、今回は任期の途中ではありますが、解職や異動がありましたので、新たに委員の委嘱または任命するものです。

資料2ページをご覧ください。

今回解職しようとする委員は、作間泉委員で、令和3年5月26日に開催されました自治連合会総会におきまして会長にご就任されたことによるものです。このことに伴い、作間氏の後任として、自治連合会副会長に就任された池口光隆氏を委嘱しようとするものです。

また、解任しようとする委員は、若草中学校長馬場浩行委員で、令和3年3月末をもって定年退職されたことによるものです。中学校長会より馬場氏の後任として推薦のありました坂本静泰春日中学校長を任命しようとするものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長 通学区域検討委員会委員の解嘱または任命等についてのものでございますが、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ご意見がないようですので、議案第11号 「奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命について」、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案どおり可決することに決定いたしました。続きまして、議案第12号 「旧月ヶ瀬小学校の土地、建物の用途廃止について」、教育施設課長より説明願います。

課長。

教育施設課長 失礼いたします。

資料の1ページをご覧ください。

経緯といたしましては、奈良市学校規模適正化により、平成29年4月1日に小中学校一貫教育校として、月ヶ瀬小中学校が開校いたしました。その際、ランチルームや学校給食センターなどを残し、旧月ヶ瀬小学校の校舎は解体され、跡地活用の検討が進められてきました。

今回、教育施設課所管のランチルーム、保健給食課所管の給食センターを活用し、市民部東部出張所がワーケーション等の支援事業を行うこととなりました。このワーケーション等の支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、観光振興や地域活性化のためのリモートワーク施設やサテライトオフィスなどの施設を設置し、運営する事業者に対して基礎的な施設改修費用の支援を行うものでございます。

2ページをご覧ください。

この事業を行うにあたりまして、用途の廃止の一覧を載せてございます。旧月ヶ瀬小学校の土地1筆と、ランチルーム、給食センターの建物2棟につきまして、教育財産としての用途を廃止しようとするものでございます。

資料の4ページは配置を載せさせていただいております。該当する土地は、2350番地1で太線に囲まれた図面中央の部分です。また、建物は、斜線で表示している部分ですけれども、この部分にランチルーム及び給食センターがございました。

ワーケーション等の新事業につきましては、今年度中に施設の整備を行い、令和4年度から令和7年度までの事業というふうに聞いております。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長 用途廃止を行おうということの議案でございます。この件について、ご質問等ございませんでしょうか。

課長、この斜線のところだけが用途の廃止で、あとは全部教育財産として残るわけですか。

教育施設課長 図面、中ほどの影が残っている中央、校舎部分ですが、大部分は除去されています。今回対象となる斜線部分の建物とその下の体育館部分が残っておりまして、その建物は耐震化されていませんが、現在、小学校の備品類の保管のため残った状態です。今回の事業では活用対象外の施設となっており、教育財産として残っています。

教 育 長 ここはもう更地になっているということですが、今回対象となる建物だけが用途廃止になって、あとは、今後、教育財産として管理をしていかなければならないという事ですか。

教育施設課長 はい、そのとおりです。

教 育 長 だから、空間だけぽつんと。

教育施設課長 残存建物は、最終的には、耐震化になっていない建物ですので、中の備品類の移動が完了しましたら、なくす予定となっています。

教 育 長	<p>今説明のあった、ワーケーションというふうなことで活用いただくということです。</p> <p>この件、これでよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、この件について、ご意見ないようですので、議案第12号「旧月ヶ瀬小学校の土地、建物の用途廃止について」、採決いたします。</p> <p>本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第12号は原案どおり可決することに決定をいたしました。</p> <p>それでは、次に、議案第13号「奈良市市費支弁教員の懲戒処分に関する指針の一部改正について」、教職員課長より説明願います。</p>
教 職 員 課 長	<p>それでは、資料1 ページ目の制度改廃調書をご覧ください。</p> <p>制定改廃の理由ですが、奈良県教育委員会におきまして、県教職員を対象とする懲戒処分基準が令和2年5月に改正されました。その改正を踏まえまして、市費支弁教員を対象とする奈良市市費支弁教員の懲戒処分に関する指針についても改正を行うことで、県費負担教員との処分の公平性を担保しようとするものでございます。</p> <p>概要につきましては、行政文書の不適正な取扱い、パワーハラスメント、この2点を懲戒処分の標準例に項目として追加をしようとするものです。</p> <p>それでは、めくっていただきまして、4ページご覧ください。</p> <p>まず、追加される違反内容は、行政文書の不適正な取扱い、詳細につきましては、行政文書を偽造し、もしくは変造し、もしくは虚偽の行政文書を作成し、または行政文書を毀棄する、懲戒等の基準は免、職、停職、としております。</p> <p>次に、決裁文書を改ざんする、こちらも、免職、停職。</p> <p>次に、行政文書を改ざんし、紛失し、または誤って廃棄し、そのほか不適正に取り扱ったことにより公務の運営に重大な支障を生じさせる、こちらは、停職、減給、戒告を基準といたします。</p> <p>続きまして、パワーハラスメントですが、こちらのほう、まず、パワーハラスメントの定義としまして、次のページに説明を入れております。職権などの権限や地位等を背景に、適正な業務の範囲を逸脱して、原則として継続的に人格と尊厳を傷つけ、勤務環境を悪化させる人権侵害行為をいう、このように定義しております。</p> <p>それでは、4ページに戻っていただきまして、詳細につきましては、パワーハラスメントにより相手に著しい精神的または身体的な苦痛を与える、こちらを、停職、減給、戒告。</p>

次に、指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワーハラスメントを繰り返す、こちらが、停職、減給。

次に、パワーハラスメントにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させる、こちらが、免職、停職、減給。

このような懲戒等基準に設定しようとする、このような改正を行おうとする議案でございます。

説明は以上になります。ご審議よろしくお願いいたします。

教 育 長

市費支弁教員の懲戒の処分についての一部改正ということで、この2点を、行政文書の不正な取扱いとパワーハラスメントということについて、加えたということでございます。

ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

柳澤委員。

柳 澤 委 員

パワハラのところでは2つ目の、指導、注意等を受けたにもかかわらずと書き出しがありますが、参考資料の奈良県教育委員会の懲戒処分の規定の10ページ、(15)のイには、パワーハラスメントを行ったことについて・・・という文言が明記されていますが、今回の一部改正案には文言が変更されています。

事前説明のときに質問しましたが、この注意や指導するのは、おそらく上司だと思いますが、本人がパワーハラスメントとは思っていないのに突然注意された、指導されたと受け止めてしまう、その結果、パワハラだと言ってまた訴えるという、ややこしい類型にもなりますので、ここは、何についての指導かというのが見える奈良県教育委員会の表現のほうが適切かなと思いますが、ちょっと変えられた理由をお聞きできたらと思います。質問は以上です。

教 職 員 課 長

特に県が示す文言の一部を省いてしまったというところは、パワーハラスメントのところは繰り返しになってしまうというところで、文書的な添削を行ったというところでありますが、ご指摘のとおり、指導、注意というところが、パワーハラスメントに対しての指導、注意であるというところを明確にする意味で、もう一度ここにパワーハラスメントを加えさせていただくという考えでおります。

教 育 長

ほか、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、この議案は、柳澤委員がご指摘いただいたように、この部分に「パワーハラスメントについての」、この文言を入れるということを前提に採決させていただいてよろしいですか。

それでは、今、修正のあった分を加えるということを前提に、ここで、採決を採らせていただきたいというふうに思います。

それでは、議案第13号 「奈良市市費支弁教員の懲戒処分に関する指

針の一部改正について」、採決いたします。

本案については、一部文言修正を前提とした原案を可決することに決しましてご異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は一部文言修正を前提とした原案を可決することに決定いたしました。

続きまして、本日の協議事項に入ります。

今月の協議事項のテーマは、「一条高等学校附属中学校について～教育課程について～」でございます。

それでは、11時10分くらいをめぐにご議論いただきたいというふうに思います。

それでは、教育政策課長のほうから説明をお願いします。

教育政策課長 失礼いたします。

一条高等学校の教育課程につきまして、協議のほどよろしく願いいたします。

一条高等学校の教育課程につきましては、5月にもご協議いただいているところではございますが、その際にもいただいたご意見を踏まえまして、改めて一条高等学校、附属中学校6年間の枠組みを整理いたしました。

資料1ページをご覧ください。

こちらは、一条高等学校及び附属中学校のカリキュラムの枠組みを示しております。6年間を、1年、2年、2年、1年のまとまりで区切っております。中学1年生を自律基礎期、中学2、3年生を個性探究期、高校1、2年生を自立基礎期、高校3年生を個性伸長期としております。

この中で、「じりつ」という言葉を2か所に使っておりますが、中学1年生での「自律」に関しましては、自ら行動を考えて自分で律することができるという意味で使っております。高校1、2年生で使用している「自立」につきましては、経済的、社会的なひとり立ちの意味を持たせております。

こちらに示しております1・2・2・1制につきましては、名古屋大学名誉教授の安彦忠彦氏の理論を参考しております。この理論によりますと、日本の教育制度上、義務教育に当たる中学校と義務教育ではない高等学校には必ず区切りが生じます。この区切りを明確に打ち出すことにより、生徒自身にもそのけじめを意識させるよい機会になることから、この1・2・2・1制を参考とさせていただきました。

他の併設型中学校におきましては、6年間を2年ずつのまとまりで区切る2・2・2制を採用されている例が見受けられますが、一条高等学校附属中学校が中等教育学校ではなく、併設型中学校であるという位置づけか

らも、中学校と高等学校の間に区切りをつけることが適切であると考え、一条高等学校及び附属中学校では、1・2・2・1制を採用し、教育課程を検討する上でも、基本的な概念として位置づけていきたいと考えております。

1・2・2・1制を採用し、中学校と高等学校の間にけじめを設ける一方で、6年間の教育活動の中では、計画的、継続的な教育課程を展開し、生徒の個性や創造性を伸ばす中高一貫教育の目的を達成するため、中学と高等学校6年間の接続を意識した教育課程の編制が求められると考えております。

次のページ、2ページをご覧ください。

特色ある教育活動を、認知的能力育成と非認知的能力の育成に区分しております。

認知的能力の育成のための特色ある教育活動といたしましては、例えば、中学校での少人数指導と高等学校での進路に応じた科目選択との接続、言語能力を育成するための中学校での思考表現と高等学校での論理国語、論理・表現との接続、探究学習での接続などを上げております。

非認知能力育成のための特色ある教育活動といたしましては、生徒会活動や学校行事などで接続を上げております。

具体的な教育活動について探究学習を例に説明させていただきます。

探究学習につきましては、附属中学校で探究フロンティアとして、高等学校では総合的な探究の時間として学習を行います。例えば、自律基礎期に当たる中学1年生は、探究とは何かを学ぶ必要がありますので、ある程度教員が主導となり、与えられたテーマで学び方を学ぶこととなります。

一方、個性探究期である中学2、3年生の探究は、必要に応じてテーマごとに縦割りをし、大学のゼミのような形で中学2年生、3年生と一緒に学習することを考えております。そうすることにより、中学3年生が中学2年生の指導を行うことも可能となります。

また、中学校と高校の接続、連携という観点からは、個性探究期に当たる中学2、3年生のテーマ設定に対し、自立基礎期にある高校1、2年生が助言を行うことで、中学生、高校生双方にとってよい刺激になり、自ら学びを深める機会になると考えております。ほかにも、高校生の発表を中学生が参観し、探究学習のイメージを膨らますことができるような場面設定を考えております。

探究学習を例として、教育課程の接続のイメージを説明いたしました。これ以外にも、学校行事を活用しながら、時期、目標に応じた狙いを定め、生徒がステージの節目を感じながら成長することができるような工夫をしていきたいと考えております。

3ページをご覧ください。

こちらでは、さきにお示ししました6年間の枠組みを基に、附属中学校のほうですが、教育課程を編制する上での共通のコンセプトを示しており



ます。

中学校では、自律基礎期、個性探究期でございますので、生徒がまず確実に基礎を育み、広く、浅く、多くのことを学びながら、自分の興味関心を育て、その中からやりたいことを見つけることができる力を育成したいと考えております。ここに示すコンセプトを基に、教育課程を編制していきたいと考えております。フォントサイズを大きくしているところがキーワードと捉えている言葉でございます。

続きまして、4ページ、各教科の特色をご覧ください。

先ほどの共通のコンセプトの下、4ページから5ページにかけて各教科において生徒に身につけさせたい力を示しております。ここに示す各教科において生徒に身につけさせたい力を育成することができるように、授業づくりを工夫していきたいと考えております。

教育委員の皆様には、カリキュラムの枠組みや教育課程編制のコンセプトなどに関しまして、ご意見をいただけたらと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

教 育 長

今、課長のほうから概要が説明されました。事前にもご説明を申し上げていると思いますので、繰り返しません、このことについて、先月もご議論いただいておりますけれども、ご意見等いただけたらというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

特に、今までずっとご議論いただいていることは、入り口のところでは、どんな教育をするためにどんな子供を入学させたいのか、また、入学してからは、こんな教育をして、こんな人材を育て卒業を迎えるという区切りとして1・2・2・1という枠組みを考えていますけれども、中高一貫ということから、トータル6年間の出口をしっかりと見ていくということであったと思います。

そこをしっかりと議論いただきたいということを、以前から教育委員の皆様からお話をいただいていたと思ってしまして、そこに明確な理念とかそういうものがないと、結局は乗り遅れるというか、志願者も今後集まらなくなってしまうことになってしまっは困ります。具体的で独自性が伴って、実効性があるものになっているかということをしっかりご議論いただきたいと思ますし、それをもとに事務局はしっかりと具現化したものを提示していかなければならないと思っています。

今、大学では、いわゆる入学者の受入れの方針というアドミッションポリシーや、人材をどんなふう育てどう卒業させるかというディプロマポリシー、あとは、カリキュラムポリシーですね、そういった各方針に基づいた中高版のカリキュラムの編成に関してご意見をいただけたらと思っています。

どうぞよろしくお願い致します。

柳 澤 委 員

教育長さんおっしゃったように、中教審でもその方向に行くというよう

な読み取りができますけれども、いわゆる大学のみならず、少なくとも高等学校段階ではスクールポリシーを、早急にといてもすぐできるものではないので、それぞれの高等学校に応じてやっていくということになると思いますが、その点で言いますと、次年度開校予定の附属中学校と、その次の、平成7年予定の一条高校の全面的な改革につながっていくのですが、そのときに基礎となるのがスクールポリシーで、これは、もう既に検討案が出ていますので、多分お読みになっていると思います。

しかし、今の時点では、もう保護者の皆さんや子供たちにも分かるレベルでスクールポリシー的なものがつくられねばならないという、そういう状況にあるので、多分一、二年かけてつくっていかれるであろうと思いました。

ただ、附属中学校についてはもう、8月には、それ以前に保護者にも出していかねばならないということかと思います。

それで、個人的な感想を申し上げますと、1・2・2・1がベストかどうか、私ちょっと、安彦先生の論文をまだ読んでいないので、1・2・2・1なのか2・2・2なのか、そこは何とも言えないところですが、この図、2ページのところですけども、やはり1・2・2・1と書いてあるものの、中学、高校はやはり一区切りになっています。

私自身は、別に2・2・2がいいと思いませんけれども、1・2・2・1の真ん中の中3と高1のところが少し分離している、中学校卒業したら高校ですというイメージが強過ぎるような印象を受けたので、やはりもう少しつながればと思います。右半分の非認知的能力のところは、もう6年通してすんとんと落としてある、あるいは6年一貫教科カリキュラムを通されていますが、それ以外の特色ある教育プログラムのところ、学習プログラムのところは、ぷつんと切れているように見えています。

1点だけ、個人的に言うと、少人数の数学と英語については、高校の1、2年レベルまで、あるいは高校の1年レベルまでは少人数で、数学を、あるいは英語を続けていく、英語についてはもう6年ずっと少人数でやられてもいいのかなという気がいたします。進路に応じてどこかで切り替えねばならないんですけども、そういったのが、2ページ目の率直な印象でした。

先ほど、説明の中で、ゼミという言葉が使われていました。私も、ゼミ形式でやれませんかというような提案しようと思っていたのですが、探究フロンティア、総合的な探究の時間で、私の経験ですが、某大学では、従前、アカデミックの中では、ゼミナールというのは大学4年生で入ると。3年生でぎりぎり、実は、1年生でやりましょうと提案したときに、多くの先生方からそもそもできるわけがないじゃないかという、反発がありました。

その意味で言うと、高1で、あるいは中1で、いわゆるゼミというのが可能かどうか、なかなか難しいところでもあります。やっぱり小学校の学習とは違う中学校の学びで、ちょっと教科の枠はあるんですが、それを

外していこうという努力からいうと、中学校1年生あるいは高校1年生で、ゼミナールに近い、高校生がやる、中学生がやるゼミというのをはつきり出されたいと思います。

それが、結果的には少人数のグループワーク的なものになると思います。探究フロンティアゼミナールとか、ちょっと名前が長過ぎますが、そういったゼミというのをイメージして、子供たちの自主的な学びを促すようにしたいというふうに思いました。

それから、技術デザインの、3ページ目の新しいモノづくりで、この新しいモノづくり教育というところで、太字にしてありますが、この「モノ」というのを片仮名にされている、これ、平仮名の「もの」か、片仮名の「モノ」かで、それぞれ概念があると思いますので、ちょっとここ、片仮名の「モノ」にされた趣旨が何かあれば教えていただきたいです。

それから、その次の数学と英語で少人数指導を行います。これはもう実際には習熟度ベースという言い方をするかどうかは別としましても、子供たちの興味関心に応じて、中1から高1は少なくともこういったやり方で、あえて言うと、中高接続の部分をがっちり押さえていただけたらなというふうな気がいたしました。

以上です。

教 育 長

ありがとうございます。

今、ご質問のあったところをお願いできますか。

それでは、中身は吉田教育監のほうから。

教 育 監

技術デザインの片仮名で「モノ」と書いているのは、従来の技術教育では、物づくりという、大体木工、金工という感じなんですけれども、この技術デザインでは、そこにも書いていますように、芸術系とか、あるいは情報系、それから自然科学、理科系の、そういうことと連携、協力して、共同してやっていきますので、例えば、コンピューターでもって3Dプリンターを使って、物を作る、そのためにプログラミングも入れていくとか、あるいは自然科学の視点をもっとどんどん入れていく、あるいは芸術のデザインの視点も入れていくという新しい形の物づくりという意味で、片仮名にしています。

教 育 長

ほか、ご意見いただけますでしょうか。

都築委員、お願いします。

都 築 委 員

どういう観点からご意見を申し上げたいのか、非常に難しいところでもありますけれども、まずは、このカリキュラムの枠組みというのを拝見して、印象的なことなんです、高校受験がないということで、いろいろなゆとりがある。そこで、進学第一義じゃない、それぞれの段階の子供を成長させていこうというような印象は持ちました。

つまり、子供の発達段階に応じて時期を分けて、それぞれの段階できちんと学ぶ姿勢を身につけて、どんなふうにならざるを得ずと学ぶ力をつけていけばいいのかという、そして、目指す生徒像の中に、人間性を高めた生徒というのが2か所、出てくるんですね。人間性を高めるというのはどういうことかというふうに思ったんですが、要するに、人間として成長するというところで、印象としては、このカリキュラムできちんと子供たちを成長させていこうという、そういう印象は持ちました。

先ほど来ありますその区分についてなんですが、これ、全く教育の門外漢からすると、1・2・2・1で、これで中学校と高等学校の間に区切りがあるという話がありました。それとともに、先ほど柳澤委員からは、カリキュラムがぶつと切れているというお話もありました。

6年制なんだから一連の流れが、中高一貫なんだから6年の流れが要るというようなお話もあって、だから、2・2・2ではなく1・2・2・1と、中学校3年ではっきりとした区切りがあるのがいいというようなお話がありましたけれども、それは具体的にどういうふうな形で、ここで中学校の3年間、そして個性探究期までが終わりましたというようなことを、生徒ですとか、それから一般の保護者なり一般市民に分かってもらうのか、そこが何をもって2・2・2とは違う区切りになるのかというところが、ちょっとまだ理解できていませんので、まず、1点、そこを教えてくださいたいと思います。

教 育 長 はい。

教 育 監 これはなかなか難しく、6年一貫教育をはっきりさそうと思うと、2・2・2がいいわけです。ただ、やっぱり併設型ですので、高校から入ってくる生徒もいる、それから、義務教育と、義務教育でない高校教育というのは、目的といいますか、子供たちにどこまで成長させるかという点で、きちんと区別しておいたほうがいいだろうというのが、1・2・2・1であると思います。

さっきもちょっと出ましたように、広く、浅く、多く学ばせて、自分の個性は何かということを探究させることは、義務教育ではもう絶対必要で、その後、高校へ行ってから、その個性を伸ばしていくという、その区切りというのは、やっぱり義務教育とそうでないところではっきりさせようというのが1・2・2・1だと思います。

それは、子供たちの捉え方として見ているだけで、カリキュラムとしては、できるだけ6年一貫教育でいくようにはしています。ですので、探究については先ほど説明ありましたけれども、例えば、数学なんかでも、もうちょっと簡単なカリキュラムのやつをつくっているんですが、学年間で移行させて、まとめて系統的にやる、また、高校からも中学へ持ってきて系統的にやる、というカリキュラムを既に組んでいますので、図の上では、認知の分は切れているように見えますけれども、カリキュラムは、可能な

限りつなぐようにはしています。

ただ、併設型なので、高校へ行くとき、外へ出る子の可能性も考えておかないと駄目なので、そのあたり、義務教育で押さえる部分はきちんとやろうという、そういうことも含めて、1・2・2・1にしています。

もう一つは、一条附属中学校だけではなくて、奈良市立の中学校全部でこういう捉え方を広めていきたいと考えており、そのために、自分を律する基礎をつくるということ、それは、主体的な深い学びをしていくために中1の頃にきちんとそういう姿勢をつくる、そして、中2、中3の頃では、自分の個性をどんどん探究させる、そのためには、体験的、経験的な学びが必要となるので、そういうことをどんどん取り入れていこうということを、まず、この附属中学校でやって、市立中学校に全部広めていきたいと考えています。やっぱり中学の義務教育はこういう形で目標をはっきり出したほうがいいのかというのがあります。

カリキュラムはできるだけつなぐように、具体的な中身は組立てるようにはしています。

都 築 委 員

そうしますと、今、子供たちの捉え方という話でしたけれども、もちろん指導する教員のほうもきちっと分かっていないといけない。当事者である子供は、表面的には、カリキュラムのつながった部分もあるわけですから、つながっているという認識がありますよね。子供たち当事者自身も、やはりこういうことを把握しておく必要があるのか、また、保護者もきちんと伝えるべきことなのか。その辺の、子供本人との関わりというのは、この区切りはどのような対応を、伝え方といいたいでしょうか、されるんでしょうか。

教 育 監

子供については、こういう時期だよと言葉で言うのではなくて、どういう授業をするか、どういう学びをするか、それからどういう体験をさせるかという、そういう学びの環境でもって、こういう時期であれば、こういう力を伸ばしていこうという事をやっていかないと駄目だと思っています。

保護者の方には、もうちょっと易しい形で、今、子供というのはこういうふうに捉えて、その考えの下でこういう教育活動を行っていますということは、きちんとある程度伝えていかないと駄目だと思っています。

都 築 委 員

ありがとうございました。かなり理解が進みました。

やはり、それは一条中高にとって大切な部分だと思いますので、今私に分からなかったようなことを、やはりきちとなるほどというふうに伝えていただきたいと思います。非常に納得がいきました。ありがとうございます。

教 育 長

ありがとうございます。

教育委員会が作成されるカリキュラム等の資料の示し方について、地域や保護者、生徒にすごく分かってもらえる示し方を、ご指摘をいただいていると思います。

先日の新聞報道によると、中教審は来年度から中学校においても探究活動をおこなう場合、決められた時間内であれば、例えば数学の時間を理科に変更することは可能とし、その変更については学校独自で判断できるという内容が掲載されていました。他の中学校でもそんな特色ある教育ができるということとなりますと、一条中学校の弾力的なカリキュラムの応用という一つの特色が見えなくなっていくしますので、中高のつながりということをもっとアピールしていくことが大切であると思います。

つなぎのところの見せ方について、もう一度ご意見・ご指摘をいただき工夫したいと思います。

他にご意見、よろしく申し上げます。

畑中委員。

畑 中 委 員

そうですね、中学校生のときのことを考えてみますと、特に中学3年生ですが、本当に高校受験に向けてすごい時間や、労力が費やされるわけで、一人一人が自分の進路を選択して高校へ進学していくということが、一つの目標達成というふうになっているところはあると思います。

一条附属中学校、高校の場合は高校受験がないということで、こういうカリキュラムを通して、試験のために学ぶというような考え方から、将来に向けて中高6年間の中で、しっかりと自分に向いていることや、できることというのを何か発見していける、そういう創造性豊かな学びの場というふうになっていけばいいのかなと感じております。

資料の中で、安彦先生が、大切な事は、子供が主体的に物事を選択することとおっしゃっていますけれども、その中でも、中学校と高校の段階で、生活の意味合いが違うということをお話されています。

また、子供たちの思春期が早まっているという説明ですが、実際、子供たちが様々な課題に直面する年齢、学年というのが、我々親世代よりも一、二年、もっと早くなっているのかなと、それが実感できる場所ですが、そういった意味で、中学校、高校、それぞれの成長の時期に応じて自分の個性を伸ばすことができる、生徒を主体としたカリキュラムというのを考えて作成されているというふうには感じております。

あと、ここに出ている非認知能力の育成ということに関してですが、ここは、文化祭にしる、部活動にしる、生徒会活動にしる、一条高校で培われてきた文化というのがあると思いますので、高校生と接する機会が多くなる中学生の子供たちが、中高6年間を通してしっかりと一条高校のそういった文化が中学校に浸透していくということも大事ですし、中学校から高校へのつながりの中で、この非認知能力というのが高められることを期待しています。

それと、この教育課程のコンセプトですけれども、各教科のコンセプト

として、持続可能な社会であるとか、それから、実社会と関連した学びという言葉がたくさん出てきていまして、各教科書にSDGsに関するところがいろんな箇所では触れられています。このSDGsをきっかけに、ぜひ一条中高の中で社会とつながる教育、学校というのを実現していくという視点も必要になるのではないかと考えます。

実際、SDGsをこういった授業の中に取り入れていくことによって、子供たちがSDGsに対する理解を深めたり、もっと知りたいと感じることが、多教科とのつながりであったり、社会と関連した学びというのになっていくのではないかなというふうに考えております。

梅田先生もおっしゃったように、こうやって附属中学校のカリキュラムというものが生かせる部分というのが、今後、市立中学校にしっかりと還元していくという、ここもすごく大事なことだと思います。

以上です。

教 育 長

ありがとうございます。  
梅田委員、お願いします。

梅 田 委 員

教育長のほうから、最初に言っていたように、6年間を見通すという意味で、入り口からどのような教育活動で実施することによって、出口における姿を見ていくのかという、その独自性や実効性ということを示す意味での枠組みということから考えていくと、枠組みの組み立て方として、成長過程を考えたその時期の考え方、ここがどのような考え方がよいのかというのは、先ほどからも議論が必要な部分であるという話でありましたけれども、そういう枠組みと、そこの中での認知能力という、一番ビジョンとも大きく関わるところがどのように関連しているのか、併せて、2枚目のカリキュラムの枠組みでも示されたように、どのような教育活動でそれが実施されていくのかという、整理のされ方の枠組みということについては、いわゆる専門性のある教育委員会事務局の方々や、一条高校の先生方で議論された分かりやすく整理された資料を、今、見せていただいたと思っております。

しかしながら、今言ったような意見も踏まえながら、もう少しそこを詰めていくということになるだろうと思います。コンセプトについても、ここに書いてあるコンセプトというのは、先生方で確認をしていくときのコンセプトであれば、こういうふうに網羅をしていく、目線で書いていくものであろうというふうに思います。専門性もあって、ここに出されたコンセプトから、この内容について、今からまだまだ具体化をしていくということですが、先ほどから、それぞれの教科であるとかのカリキュラムの具体もある程度、今できているというお話も出ていましたけれども、まさにそこはスピード感を持って進めていただくことが必要なのかなというふうに思います。

教育に携わっている者としての視点から言うと、これから先、ここを具

体的に教科でどのようなカリキュラムをとるか、どのような中身をというふうに、そこを議論しておりますと、上位の概念で核となっているところというのが、具体の指導内容という話になったときに抜けていくところも、時には出てしまいます。また、一つの教科で実施していることと他の教科で実施していることが、特に一条高校の中で考えてもらっているカリキュラムを実施するときには、全体の教員がしっかりそれを把握していないとうまくいかない場合が非常に出てくるという、そういう全体像となることもあります。

そういうことから、このカリキュラムの内容を考えていくということと同時に、どのようなマネジメントにおいて教育課程を進めていくのか、いわゆる6年間を見通した学校の中での体制ということなどをどのように組んでいくのかという、そこを欠かしてはいけないと思います。

そこが欠けていくことによって、理念はきちんと組み立てていったけれども、実際の教育活動において、どれだけ実践につながっていったのかということの難しさにもなりかねないというところでもありますので、入り口のところで、そういう内容とともに、どのような体制においてそこが実現をしていくのかという議論も、同時並行して進めて、組み立てていただければと思います。

あと、もう一点について、やはり教育委員会においては、このように組み立てられた、先ほど柳澤委員が言われました言葉をお借りすれば、スクールポリシーですが、そこをどう一般市民にどう分かってもらうのかという、その議論を我々はやはりしっかりしていかなければならないと思います。

教育の内容としては、やはり事務局サイドの方々の力をしっかりと発揮していただいたものを、見せていただきつつ、どのように広く市民目線で一条高校附属中学校の教育がどのようなものなのか、中身についても理解ができるものとして発信をしていけるように、そのための議論をここでやはりしっかりしていかなければならないのではないかなと思っています。

腑に落ちる、納得できる言葉として、ここに今組み立てられた枠組みやコンセプトの中身が、どのように語れるのか、説明ができるのかということ、この場でまたしっかり議論していかなければならないなども考えました。

以上です。

教 育 長

ありがとうございます。

今、畑中委員も、身近な視点もしっかり取り入れながらということで、SDGsのお話もいただき、梅田委員からは、整理はしていただいているが、その中で、他の教科の関連性というようなことも、議論をして、実行に移すということと、マネジメント、いわゆる学校運営に関わる体制管理に対することも併せてどう考えているのかというご指摘で、書いてあることだけを見る限りでは、これをしっかりマネジメントしていく、基本的に



は学校長になると思いますが、それを校長先生が実行できる機能になった体制づくりということを考えているかということをご指摘いただいたと思います。

それから、市民にどう分かっていただいているのか、そこをもう少しきちんと議論し、分かりやすいものをしっかり伝える。

生徒、保護者は、地域の公立の中学校へは行けますけれども、わざわざ、あえてこの中学校を選択して入学されてこられますから、そこはしっかり独自性ということを分かりやすく、実効性を持って示していかないといけないと思っています。

1年目はどういう学校かと関心を持って来られますけれども、やっぱり中身がないと、だんだんその魅力を失っていくということになるのではないかと考えています。

ほか、ご意見ございませんでしょうか。

どうぞ、お願いします。

都 築 委 員

今日は教育課程の話ですけれども、6年間を通じて自立した生徒を育てていく、自分のちゃんとした意思や意見、考えを持って、そして社会のために役立つような人間に、そういう人を育てようというとき、やっぱり人と人との関わりというのが非常に大事で、先生方が子供たちとどう向き合うか、だから、先生方がどういう子供観を持っておられるのか、子供の主体性を大事にして育てていくときの、その先生方の子供との関わり方というところもしっかりと議論をしていただきたい、もちろん考えていらっしゃると思いますが。

中学校のほうは、いろんな先生が、また人事異動等でやってこられると思います。縦割りの非認知能力を育てるというところあたりも、やっぱり子供たちが社会参画するような形ですとか、子供たちが自分たちで考え、自分たちで決めて、自分たちできちんとそれを振り返るといって、主体性を育てられるような、教師の関わりといっているのを、そして大人の関わり、外部の人も入ってくるかもしれませんが、それぞれ個性はあっていいと思いますけれども、やはり子供とどう関わるかということですね。子供を子供扱いするのか、社会の一員であるという関わり方をするのか、そこによって、やはり子供たちの成長というのはすごく変わってくると思います。

ですので、一条中高ではそういったところも大事にしてほしいと思います。

教 育 長

ありがとうございます。

教 育 監

ちょっといいですか、今の件で。

教 育 長

はい、どうぞ。

教 育 監

今、チームでいろいろ議論をしていますが、一つ思っているのは、構い過ぎない、生徒と教師の関係ですが、非常に丁寧に、丁寧に教えて構ってやると、子供たちも気持ちいいかもしれないし、教師も、うんと満足するかもしれないけれども、そこは違うだろうというのは言っています。背伸びをさせるとか、自分で考えさせる、自分で動かせるという、そういうことを大事にしていきたいと思っています。

そのためには、外部の力もやっぱり必要で、今思っているのは、ならやま研究パークとか、学研都市周辺の企業とか研究機関に何とかつながりをつくって、そういうところの力も借りて、いろんな経験をさせて、背伸びもさせて、自分でいろいろ考えて動けるような子供に、そして、教師はそれをサポートする、ファシリテートする、そういう存在でありたいというふうに、大きくは考えているところです。

都 築 委 員

ありがとうございます。

その背伸びをさせるというときには、やっぱり失敗もするというのもすごく大事だと思います。そして、今のお考えを、ぜひ保護者にもしっかりと伝えてほしいと思います。構い過ぎというと、まさしく保護者が相似して、そういういろんな弊害が今の教育にも出てきていると思いますので、今、教育監がお話くださったようなことを周りの大人にもしっかりと伝えていただきたいと思います。ありがとうございました。

教 育 長

ほか、よろしいでしょうか。

柳澤委員。

柳 澤 委 員

細かいところで。

先ほどゼミがというので申し上げましたが、もう一点、異学年の交流機会ですよね。以前からの、中学校と高校が全然別々という話になると、中学1、2、3年生は高校の実像をつかみづらい。それを、どういう形がいいかは分かりませんが、僕の言い方で言うと、中学校1年生は高校1年生がメンターとして面倒見る、つまり、かなり頻繁に、先生と子供たちの関係とは別に、在校生たちの関係で中1と高1、中2と高2、これはランダムで構わないですが、多分探究関係などでは中高生の交流機会があったらいいと思いました。

それから、もう一点、これも細かくなりますが、先生方が、高校の教員であれば、中学校の教科書は大体楽に読みこなせますので、先ほどおっしゃったように、一条高校の作業としては、例えば私、理科でしたので理科しか分からないんですけども、中高一貫の理科のカリキュラムでいうと、これまで中学校理科、高校理科と分かれていたのが、中高の理科になることで、けっして先生が楽をするという意味じゃないのですが、非常に授業がやりやすくなる、子供たちのいわゆる発達段階に応じて、深めるところが出せるという形となってきますが、しかし、高校から入ってくる子

たちもいるのでなかなか難しいところもあるんですが、ただ、附属中学校という6年一貫型でいうと、社会にしても歴史にしても内容は割に繰り返している、小学校の社会、中学校の社会、高校の社会で分科しますけれども、先生方にとって教科の単位で6年一貫の見通しを持つのは、努力はしないといけないんですけども割に可能だと思います。

その結果として、個別教科しか面倒見ないという形でずっときているのは、現在の中、高、特に高校ですけれども、その壁を破ろうというのがやはりシステムで、教科の枠をなるべく下げていって、新しい方向で融合できれば融合していくことは、私もそのとおりでと思っています。しかし、その前提で、少なくとも高校教員は、中学校の自分の担当教科の内容は十分理解できている、中学校に今度来られる先生も、これ、難しいかもしれないですけれども、高等学校の当該教科のところはおよそ何年生に何を学ぶかが理解できている、これは来年4月以降の話ですけれども。

そういった意識を、やっぱり一条高校の先生方には、まず教科についてはこうなんだ、それから、教科を横断してこうなんだ、それで、さっきおっしゃった学校の目標と自分の教科単位のところと、非認知的なところでどう関わるかというのはしっかり自覚的に取り組んでいただけたらというふうには思いました。

教 育 長

ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

今、都築委員も柳澤委員も、再度にわたってご指摘いただきましたけれども、ちょっと表現の誤解を恐れないで言うならば、とにかくこれから私たちがつくる学校は面白い、また、そこにいる先生は面白いという、それが他の中学校も同じように、その学校の特色を出して、そこはやってくれる、面白いよというようなものを、しっかり魅力的に発信できるように、よく頑張って精度を高めて完成に近づいていると思いますので、本日の委員会でご指摘いただいたところを整理して、またお示しできるようにしていきたいと思います。

それでは、この件については、これぐらいにさせていただいて、次の案件に入らせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、これで非公開を除く本日の全ての案件は終了いたしました。

教 育 長

それでは、これより非公開の案件に入ります。

議案第14号 「令和4年度使用奈良市立中学校社会教科用図書（歴史的分野）選定委員会委員の任命について」、学校教育課長よりお願いします。

非 公 開 案 件

この審議は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規定により非公開とする。

学校教育課長

議案第14号 「令和4年度使用奈良市立中学校社会教科用図書（歴史的分野）選定委員会委員の任命について」、学校教育課長より概要説明。

<異議なし>

本件については、原案通り可決した。

いじめ防止生徒指導課長

議案第15号 「奈良市附属機関設置条例の一部改正について」、いじめ防止生徒指導課長より概要説明。

<異議なし>

本件については、原案通り可決した。

教 育 長

本日は、これで全ての案件は終了いたしました。このほかに何かご意見、ご連絡等ございませんでしょうか。

それでは、次回の7月定例教育委員会は、7月27日火曜日でございます。時間は10時からを予定しているということでございますので、よろしくお願いたします。

それでは、これもちまして、本日の教育委員会を閉会といたします。どうもありがとうございました。